

お問合せ前に、[Q & A①](#)、[Q & A②](#)も御覧ください。

●よくあるお問合せ

- ・ 各種申請書類等は郵送等で中小企業庁に御送付願います。直接持参することは、セキュリティ上、お控え願います。  
郵送される際には、簡易書留等の配達状況が確認できる確実な方法により送付されることをお勧めいたします。[各種申請書類等送付票（ラベル）](#)を御活用ください。
- ・ 申請内容に不備があった場合は、有効期間内に不備を解消する必要があります。有効期間を超過した場合は消除となりますため、早めに送付いただくことを推奨いたします。
- ・ 毎月の申請件数は多数に上ります。受付後は、追加や修正の必要がある方のみ、申請書の「自宅住所」又は「勤務先」に記載の電話番号等に御連絡します。  
そのため、必ず連絡の付く電話番号を記載してください。  
申請書送付後、中小企業庁から連絡がない方は、登録証到着までお待ちください。到着確認のための問合せは、他の申請者の方を含む審査全体の進捗に影響しますため、お控えください。
- ・ 「中小企業診断士登録証」は、到着日（必着）の翌々月の中～下旬を目処に、申請書の「自宅住所」宛てに簡易書留郵便で郵送します。3月末から4月上旬に登録の有効期間が満了となる方を対象とした早期受付のうち、2月末までに更新登録申請をしていただいた方は、4月末頃に郵送します。  
なお、登録証の交付があるまでの間は「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」第9条の規定により、従前の登録はその有効期間の終了後も効力を有することとされています。また、更新登録がなされたときは、その登録の有効期間は従前の有効期限から継続されます。
- ・ 手続き中の登録の証明書等は発行していません。  
他の手続きのために必要な場合は、その機関から直接、中小企業診断士担当に確認していただくようお願いください。
- ・ 更新登録の事前の案内等はありません。  
更新登録に必要な理論政策更新研修や実務補修の受講等は計画的に進めていただいた上で、申請してください。
- ・ 以下の不備が大変多くなっておりますので、お気を付けください。
  - ・ 様式第1の同封を忘れている。

- ・新規登録申請書を送付する際、住民票の写しのコピーを送付している（住民票の写しそのものを同封願います）。
  - ・申請書類をコピーしたものを提出している（原本を提出願います）。
  - ・1日に複数社に対し診断助言を行っているため、実務従事の日数が不足している。
  - ・様式第4 休止申請書の「自宅住所」欄が空欄である。文字が乱雑で解読が困難である（後日送付する「中小企業の経営診断の業務再開の申請可能証書」に自宅住所を記載しますため、必ず丁寧に記載願います）。
- ・申請時に必要な書類等については、以下を参照願います。
- [新規登録申請](#)  
[更新登録申請、再登録申請](#)  
[業務休止申請、業務再開申請、業務再開後初めての更新登録申請](#)  
[登録事項変更届出、中小企業診断士登録証の再交付申請、消除申請](#)
- ・「中小企業診断士登録申請書（様式第1）」等、様式第1～第8までの申請書の右上の「氏名」の後ろには、御本人の印鑑は必要ありません。古い様式をお持ちの方は、現在の様式を御使用ください。
  - ・実務従事は、1日に複数社に対し診断助言を行ったとしても、1日としてカウントします。そのため、様式第18～第21は実施日に重複がないかの確認を行います（[Q&A②](#) A4-3を御覧ください）。  
証明書の余白や様式の別紙として、全ての実施日を記載してください。
  - ・個人事業主を対象に診断助言を行い、様式第18や第19に記載する場合は、屋号を記載するか、個人名を記載する場合は業種を併せて記載してください。  
[Q&A②](#) A5-3を御覧ください。
  - ・診断助言業務実績証明書（様式第18及び第19）の代表者の代表印については、[Q&A②](#) Q6を御覧ください。電子印は認めておりません。
  - ・診断助言業務実績証明書の受診企業名を匿名にすることはできません。  
[Q&A②](#) Q8を御覧ください。
  - ・申請書や修了証書、証明書等は、原本を送付してください。
  - ・実務従事の対象となる窓口相談業務は「経営に関する窓口相談業務」であり、補助金や助成金等に関する窓口相談業務は対象外です。
  - ・実務従事について、養成課程（中小企業大学校）において実習の指導を行った場

合は、Q & A② A 4 - 1 ⑤のとおり、様式第 2 1を使用してください。

- ・更新登録、休止、消除、再登録の申請の際にお送りいただく「中小企業診断士登録証」は、コピーではなく登録証そのものを同封してください。
- ・登録証をお持ちの方は、登録証送付時に同封の「中小企業診断士の各種申請・届出の手引き及びQ & A」も併せて御確認ください。